

武蔵野市立第四中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本姿勢

(1) 本校では、以下の3つの考え方を基本に、家庭や地域、関係機関と連携していじめの問題に取り組めます。

- ① 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ。
- ② 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ③ 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつ。

なお、武蔵野市の取り組みとして、本人あるいは保護者が当事者への聞き取りを控えるよう要望する場合や、しばらく様子を見ることを要望する場合が考えられる場面においても、いじめの早期対応のため、原則としていじめの疑いが生じた場合は、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、関係する生徒の聞き取りを行います。

2 いじめの定義と具体的な態様

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響をあたえる行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

(2) 判断のポイント

- ① 個々の行為がいじめに当たるか否かは、表面的・形式的に判断せず、いじめられた生徒の立場に立って判断します。
- ② 加害側の人数（一人か集団か）、暴力の有無、行為の回数は関係ありません。

(3) 具体的な態様（例）

- ① 冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる・蹴られる。
- ④ 金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
- ⑤ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ⑥ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことを書かれる。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 本校に「学校いじめ対策委員会」を設置し、組織的な対応を行います。

- ① 構成員：校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、SSW 等。
- ② 役割：基本方針の策定、年間計画の作成、情報の収集・共有、いじめの認知、対応方針の決定。

4 いじめの早期発見（生徒チェックリスト）

（１）些細な兆候を見逃さないよう、全教職員で以下の視点に基づき生徒を観察します。

【生徒の異変チェックリスト】

- ①生活面：遅刻・欠席・早退が増える、登校しぶりがみられる、休み時間に一人でいることが多い、急に成績が下がる。
- ②表情・態度：表情が暗い、元気がない、視線を合わせようとしない、おどおどしている。
- ③身体・持ち物：衣服が汚れている、教科書やノートが破られている、持ち物がなくなる・壊される、不自然なけが（あざ等）がある、頭痛や腹痛を頻繁に訴える。
- ④対人関係：友達にいじられて愛想笑いをしている、特定の生徒から命令されたりパシリにされたりしている。

5 生徒・保護者への対応

いじめを認知した場合、特定の教職員で抱え込まず、迅速に組織で対応します。

（１）被害生徒及びその保護者への対応

- ①生徒から事実関係を聴き取り、「最後まで守り抜くこと」をはっきりと伝えます。
- ②保護者に対し、家庭訪問等によりその日のうちに事実関係を伝え、学校の対応方針を説明して不安の除去に努めます。
- ③SC やスクールソーシャルワーカー（SSW）等と連携し、継続的な心のケアを行います。

（２）加害生徒及びその保護者への対応

- ①毅然とした態度で指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させます。
- ②事実関係を正確に保護者に連絡し、事実に対する理解を得た上で、保護者と連携した継続的な助言を行います。
- ③事案に応じ、別室での学習や、警察・児童相談所等の関係機関と連携した指導を行います。

6 重大事態への対処

（１）重大事態の定義

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（自殺企図、重傷、多額の金銭被害等）。
- ②いじめにより生徒が相当の期間（年間 30 日目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 ※生徒や保護者から「重大事態が発生した」との申立てがあったときは、その時点で発生したものとして対応します。

（２）具体的な被害例

- ①自殺を企図した、または自傷行為（リストカット等）を行った。
- ②暴行により骨折した、脳震盪を起こした。
- ③金銭を強要され、総額 1 万円程度を渡した。
- ④スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ⑤わいせつな画像や顔写真を加工した画像をネット上で拡散された。

(3) 重大事態発生時の対応フロー

- ①発生報告：校長は速やかに教育委員会へ重大事態の発生を報告します。
- ②調査組織の設置：学校または教育委員会の下に、専門家（弁護士、医師、SC等）を含む調査組織を設けます。
- ③事実関係の調査：質問票（アンケート）や聴き取り等により、事実関係を明確にします。
- ④情報提供と説明：被害生徒及び保護者に対し、調査の結果得られた事実関係等の必要な情報を適切に提供します。
- ⑤再発防止：調査結果に基づき、再発防止策を策定し、実施します。

7. 年間計画（PDCAサイクルの確立）

- (1) 4月：方針の確認・周知、保護者会での説明。
- (2) 6月・11月・2月（ふれあい月間）：いじめアンケート（年3回以上）の実施、教育相談週間、校内研修。
- (3) 3月：年間の取組の評価・検証、次年度の基本方針の改訂

